

工事概要				
1. 工事名称	令和8年度生比奈小学校校舎屋上防水改修工事	4. 建物面積	R0造 3階建	延床面積 2810.83m2
2. 工事場所	勝浦町大字中角字豊田	5. 工事区分	建築工事	一式
3. 工事概要	防水改修工事			

建築改修工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 適用基準等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、総て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(以下「標仕」という。)
- 建築工事標準詳細図(令和4年版)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版

但し、上記と併用して(財)日本建築防災協会 既存鉄筋コンクリート建築物の耐震改修設計指針同解説も適用する。

◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。

◎設計図書の優先順位は次の順とする

- 質問回答書(2)から(5)に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書
- 図面
- 公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）等

◎施工条件は次による。

- 工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- 工事期間中は、安全管理面その他業務に支障をきたさないよう十分に注意し施工を行うこと。
- 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と協議のうえ決定すること。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。
- 本工事時間については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書作成時に施設管理者と協議のうえ決定し、順次相互に日程の調整、確認を行なう。

◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年 建設省告示第1536号、一部改正 平成15. 3. 10

国交省告示第187号）」に基づき指定された（低振動型・**低騒音型**）建設機械を使用するものとする。

現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。

ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。

なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3. 10. 8建設省経機発第249号 最終改正 平成14. 4. 1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。

ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

◎本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年ごとに1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。

◎交通整理員については、警備業法に基づく警備員とし、適切な場所に 5 日間配置すること。

- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている。**〔義務付けられていない〕**）

- 警備業法を遵守するとともに、請負者は交通誘導員の配置計画書を事前に監督員へ提出すること。
- 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示すること。
- 請負者は、発注者が行う交通誘導員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 請負者は、「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

◎暴力団等による不当介入の排除

- 請負者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者及び警察へ報告するものとする。
- 請負者は、発注者及び所管の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出して、承諾を受けること。
3. 工事現場管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎電気保安技術者は、次の者とし必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること ◎請負者は工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して、支障が存在する場合には、当該物件及びその位置と作業内容を監督員に報告しなければならない。また請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既存構造物に対して支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。 損傷を与えた場合は、請負業者の負担で、その都度補修又は補償すること。

◎請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎請負者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保する とともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎工事車両の駐車場所及び資材置場は施設管理者との協議による。

◎発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ）に報告し指示を仰ぐこと。
- 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処理場を記載する。また、コンクリート・アphalt類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 請負者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているが確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

4. 施工調査

◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。

切り回し時期については、計画書を作成後、施設管理者と協議のうえ決定する。

◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのP C Bの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。

5. 材料・製品等

◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。

- 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
- 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

◎請負者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。

◎県産木材の使用

- 請負者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

- ・徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- ・以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原本に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの及び同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は監督員の承諾を受ける。

6. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1）から5）を満たすものとする。 - 合板、木質系70-リッ、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パネイクボード、その他の木質建材、u7樹脂板及び仕上り塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 - 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びフロンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 - 接着剤は、7α,8αジ-n-ブチル及び7α,8αジ-n-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、7α,8αジヘヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 - 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 1）、3）及び4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
-------------------	--

7. 施 工

◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、請負業者の責任において実施し、それに要する費用は請負業者の負担とする。

8. 技能士の適用

◎本工事の各種専門工程には、技能士を努めて活用すること。

◎技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。

技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業
防水	防水施工	○アクリルゴム系塗膜防水工事作業
”	”	○塩化ビニル系シート防水工事作業
木	建築大工	・大工工事作業
左官	左官	・左官作業
建具	建具制作	・ビル用サッシ施工作業
塗装	塗装	・建築塗装作業
内装	内装し上げ施工	・プラスチック系、カーペット系床仕上り工事作業
”	”	・鋼製下地工事作業
”	”	・ボード床仕上り工事作業
配管	配管	・建築配管作業

9. 工事検査及び技術検査	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については請負業者の負担とする。
---------------	---

T I T L E	D A T E	N O
令和8年度生比奈小学校校舎屋上防水改修工事		A-01
N A M E	S C A L E	
特記仕様書 1		
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎